

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

創業支援と一体となった公民連携によるリノベーションまちづくり推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県霧島市

3 地域再生計画の区域

鹿児島県霧島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、2000年の127,735人をピークに人口減少が続いており、2045年には102,067人（20.1%減）となると推計されている。多くの若者が就職や進学を機に市外へ転出しており、高校生や大学生等の地元就職率の向上による人口流出抑制や、新たな働き方や暮らし方を求めるU I Jターン人材の確保は喫緊の課題である。また、中心市街地ではモータリゼーションの進展や大型店舗の郊外進出、さらには公共施設等の移転などにより、中心市街地の空洞化が進んでいる。現在は、空き店舗や空き地、駐車場が散在し、公示地価（商業地最高値）についても10年前と比べ約40%下落するなど、まちの価値が低下するとともに、都市機能が低密度化する都市のスポンジ化が進んでいる。さらに、経営者の高齢化や後継者不足等により商店の廃業が増えるなど、街路灯の維持管理や歴史ある催事の伝承にも支障をきたす状況であり、まちづくりの担い手の育成・確保は急務である。

一方、本市の人口一人当たりの公共施設の量は、類似公共団体と比べ大幅に上回っており、今後必要となる維持管理や大規模改修、建替え等への対応につ

いては、民間活力の活用を含めた柔軟な発想による管理運営が求められている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市の都市経営課題である若者の流出や公共施設の維持費増大、都市のスポンジ化等に対応するため、従来の行政主導による「ないものを作る」まちづくりから民間主導の「あるものを活かす」まちづくりへの転換を図り、創業支援と一体となった民間主導・公民連携のまちづくり推進体制を構築することにより、本市の豊かな自然環境や地理的特性を活かした産業の充実を図るとともに、時代に合った新たな働き方や暮らしが実現できる多機能都市の形成を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目	2022年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
本事業を通じて増加した 創業者数	0	2人	4人	8人	14人
本事業を通じた創業者に よる新規雇用者数	0	1人	3人	6人	10人
まちづくり会社等の設立 件数	0	1件	1件	1件	3件
まちづくり会社等による プロジェクトの実施件数	0	2件	3件	4件	9件

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

創業支援と一体となった公民連携によるリノベーションまちづくり推進事業

③ 事業の内容

新たなビジネスや雇用の創出を促し、まちなかに賑わいを取り戻すため、令和元年度から取り組んでいるリノベーションまちづくりを基軸とし、本市の都市経営課題解決のためのプロセスやまちの将来ビジョンなどの議論を通じて、まちづくりガイドラインを策定する。また、地域産業の活力を高めるため、若い世代の創業への興味関心を醸成し、新たなビジネスに挑戦する創業人材を発掘・育成するセミナー等を開催するとともに、創業を目指す人、遊休不動産の所有者などのマッチングを促進する。さらに民間活力による公共施設や公共空間の活用についても促進する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業の始動期である3年間は、霧島市と商工会議所、商工会が推進主体として先導する一方、創業人材の育成やまちづくり会社等の設立により、民間が自ら稼ぎ、まちに再投資する仕組みの検討・構築を進めることで、4年目以降は原則、民間による自立・自走の取り組みへ移行することを目指す。

【官民協働】

民間事業者は今ある地域資源（自然環境・食・人・民間・公的遊休不動産等）を活かし、補助金に頼らない、収益性を兼ね備えた持続的・発展的な事業を興すとともに、行政は事業推進の方向性（ビジョン）や進め方（プロセス）を議論及び共有する場を設け、経済団体や金融機関等と連携して、民間事業者が主体的に実施する事業について、円滑に進むよう側面的支援を行う。

【地域間連携】

全国で展開されているリノベーションまちづくり先進自治体と先駆的な取り組みの情報やノウハウを共有し、効果的に事業推進を図る。また、同事業に取り組む近隣自治体がそれぞれ成果をあげることで、南九州を中心とした若い世代の人口流出の抑制など、より大きな政策課題に対する効果へ波及する可能性がある。

【政策間連携】

庁内の横断的な組織（タスク・フォース）を商工振興課に設置し、民間主導のリノベーションまちづくりを基軸に、創業しやすい環境整備、地域特性を生かした商圈の充実、空き店舗・空き家対策の推進、市有財産の適正な管理と利活用などの多面的な施策を有機的に結びつけ、都市のスポンジ化や地域コミュニティの停滞などの政策課題への対応を図るとともに、各施策における根源的な課題である「人口と雇用の減少」に連携して対応する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度5月頃、外部有識者会議を開催し、以下の事項を検証する。

- ・ 事業を企画した理由
- ・ 設定した目標値の根拠
- ・ 目標値と実績値の乖離が大きい場合はその理由
- ・ 対象事業が総合戦略の推進にどのような影響を及ぼしたか
- ・ 今後の事業展開

【外部組織の参画者】

霧島商工会議所（事務局長）、霧島市商工会（支部役員）、あいら農業協同組合（くらし広報課長）、鹿児島県始良・伊佐地域振興局（総務企画部長）、国分公共職業安定所（所長）、第一工業大学（建築デザイン学科教授）、鹿児島工業高等専門学校（嘱託教授）、㈱鹿児島銀行（支店長）、連合鹿児島始良伊佐地域協議会（事務局長）、南九州ケーブルテレビネット㈱（総務部長）、㈱九州タブチ（代表取締役社長）、公益社団法人霧島市観光協会（会員）、霧島市子ども・子育て会議（委員）、霧島市自治公民館連絡協議会（会長）、公募1名

【検証結果の公表の方法】

市ホームページで掲載。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 30,000 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで（3カ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2023 年 3 月 31 日まで（3 カ年度）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。